

経過的長期給付調整積立金に関する基本方針

(平成27年10月1日制定)

(平成29年7月1日改正)

(平成30年7月19日改正)

(令和2年3月31日改正)

(令和3年12月24日最終改正)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第75条の3において準用する地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条の11第1項の規定に基づき、経過的長期給付調整積立金の管理及び運用が適切になされるよう、経過的長期給付調整積立金の管理及び運用に係る基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。

I 経過的長期給付調整積立金の管理及び運用の基本的な方針

1 基本的な方針

経過的長期給付調整積立金の運用について、新規の掛金収入が発生しないという閉鎖型年金の特性を踏まえ、下振れリスクに特に留意しつつ、将来にわたる負債と積立金との関係を常に意識しながら、経過的長期給付事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資すること（以下「分散投資」という。）を基本とし、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、経過的長期給付調整積立金の管理及び運用を行う。

2 運用の目標

閉鎖型年金という特性を有する経過的長期給付積立金の運用は、将来にわたる負債と積立金の関係に十分留意しつつ、必要となる積立金の運用利回りを最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

また、各年度における資産全体及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、長期的に資産全体及び各資産のベンチマーク収益率を確保する。

3 地方公務員共済組合連合会資金運用委員会の活用

基本方針の策定、変更等経過的長期給付調整積立金の管理及び運用に係る専門的

事項について、経済、金融、資金運用等の学識経験又は実務経験を有する者で構成する地方公務員共済組合連合会資金運用委員会（以下「委員会」という。）の専門的な知見を活用し、検討する。

4 資金運用計画

(1) 年間資金運用計画

経過的長期給付調整積立金の運用に当たっては、年度開始前に年間資金運用計画を作成する。

年間資金運用計画には、次の事項を記載する。

ア 収支損益及び経過的長期給付調整積立金の見込み

- (ア) 期首経過的長期給付調整積立金
- (イ) 収入総額
- (ウ) 支出総額
- (エ) 当期利益金
- (オ) 期末経過的長期給付調整積立金
- (カ) 運用利回り

イ 資金収支の見込み

- (ア) 期末残高
- (イ) 収入予定額
 - a 債券元利金
 - b その他の収入
- (ウ) 支出予定額
 - a 一元化法附則第76条第1項に規定する拠出金
 - b 組合交付金
 - c 業務経理への繰入金
 - d 義務運用
 - e 自主運用（自家運用）
 - f 自主運用（委託運用）
 - g その他の支出

(エ) 次年度繰越金又は期末残高

ウ 運用計画

(ア) 義務運用

地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得

(イ) 自主運用

- a 自家運用
- b 委託運用
 - (a) 特定金銭信託、特定包括信託、単独運用指定金銭信託及び単独運用指定包括信託

(b) 団体生存保険

(2) 四半期資金運用計画

経過的長期給付調整積立金の運用に当たっては、毎四半期開始前に四半期資金運用計画を作成する。

四半期資金運用計画には、年間資金運用計画と同様の事項を記載する。

5 リスク管理

分散投資を行うことをリスク管理の基本とし、経過的長期給付調整積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

また、経過的長期給付調整積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託、生命保険会社の団体生存保険による運用並びに義務運用及び自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関、資産管理機関及び生命保険会社からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関、各資産管理機関及び各生命保険会社並びに義務運用及び自家運用について、次の方法によりリスク管理を行う。これらのリスク管理については、その実施方針について委員会の審議を経て運営審議会に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会及び委員会に報告を行う。

(1) 資産全体

基本ポートフォリオを適切に管理するため、経過的長期給付調整積立金の資産構成割合と当該基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。また、経過的長期給付調整積立金の資産構成割合と経過的長期給付積立金の基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価、各年度の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）との乖離要因の分析等を行う。

(2) 各資産

各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

(3) 各運用受託機関

各運用受託機関に対し運用に関するガイドライン（以下「運用ガイドライン」という。）を示し、各機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。

また、運用体制の変更等に注意する。

(4) 各資産管理機関

各資産管理機関に対し資産管理に関するガイドライン（以下「資産管理ガイドライン」という。）を示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。

また、各機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。

(5) 各生命保険会社

各社の経営状況及び資産管理状況を把握し、適切に管理する。

(6) 義務運用及び自家運用

運用に関するガイドライン（以下「自家運用ガイドライン」という。）を定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。

6 運用手法

(1) 基本的な考え方

原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用する。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠の下、合理的なリスク選択を行うことを前提に、ファンド選定基準等について委員会の審議を経た上で実施する。また、委員会から求めがあった事項について適時に報告するなど委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保する。

ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から新たなベンチマークの採用についても検討する。

(2) 運用の具体的手法

ア 義務運用

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）附則第4条の2第3項で準用する同令第11条の10の3に基づき、地方債又は地方公共団体金融機関の発行する債券の取得により運用する場合の資産管理の委託は次のとおり行う。

(ア) 義務運用資産の管理を資産管理機関に委託することができる。当該資産管理機関に対しては、以下の点及び資産管理ガイドラインの遵守を求める。

- a 連合会からの受託資産は、他の信託財産として分別し、厳正に管理・保管すること。
- b 有価証券の受渡し及び資金決済に際しては、細心の注意を払うこと。
- c 再保管業務の委託に当たっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十

分留意すること。

d 毎月末の資産の管理状況に関する資料の提出並びに随時必要な資料の提出及び説明を行うこと。

e 法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。

(イ) 資産管理機関が法令、契約書、資産管理ガイドライン等に反する行為を行った場合には、速やかに報告を求めることとし、必要に応じて指示を行う。

イ 自家運用

経過的長期給付調整積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、その一部について、長期、短期等の別に次の規定及び自家運用ガイドラインに基づき、管理及び運用を行う。

(ア) 種別

a 長期運用

(a) 基本的な考え方

次の事項を勘案し、長期的に有利な運用に努める。

- ① 発行体の信用力及び市場流動性
- ② 表面利率、取得単価及び残存期間
- ③ 金利見通し

(b) 投資対象資産

投資対象は、次の円貨建て有価証券とする。

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）
- ④ 別表に定める格付機関（以下「格付機関」という。）のいずれかからA格以上の格付を得ている債券。ただし、格付けのない債券については、その発行体が格付機関のいずれかからA格以上の格付を得ている銘柄を投資対象とすることができる。

(c) 管理運用上の留意事項

① 分散投資

国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）以外の債券を取得する場合には、同一の発行体が発行した債券への投資額は、自家運用資産の10%以内とする。

② 取得債券格下げ時の対応

国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）以外の債券で、取得後にいずれの格付機関による格付もA格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、売却等の措置を講じることとする。

③ 仕組債への対応

仕組債については、その仕組み上元本リスクが発生しないものだけに限り投資対象とすることとし、組成内容が同種のものは、その合計額が自家運用資産の10%以内とする。

b 短期運用

(a) 基本的な考え方

経過的長期給付調整経理における効率的な資金配分を図るための運用であって、その金額は必要最小限にとどめるとともに、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案し、有利な運用に努める。

(b) 投資対象資産

投資対象資産は、短期国債、国庫短期証券、預金、譲渡性預金、格付機関のいずれかからA格相当以上の格付を取得しているコマーシャル・ペーパー（含む現先取引）、MMF等とする。

c 他経理への貸付け

他経理への貸付けについては、連合会が別に定めるところにより行うこととする。ただし、厚生年金保険給付調整経理及び退職等年金給付調整経理への貸付けは行わない。

(イ) 取引金融機関

取引金融機関の選定については、自家運用ガイドラインで定める基準により行う。

(ウ) 資産管理の委託

a 連合会は、自家運用資産の管理を資産管理機関に委託することができる。

b アの（ア）及び（イ）の規定は、自家運用資産の管理を資産管理機関に委託する場合について準用する。この場合において、「義務運用資産」とあるのは「自家運用資産」として、これらの規定を適用する。

ウ 信託による委託運用

投資顧問会社との投資一任契約による特定金銭信託及び特定包括信託並びに信託業務を行う銀行の単独運用指定金銭信託及び単独運用指定包括信託による委託運用は、次に掲げるところにより行う。連合会は、運用受託機関及び資産管理機関に対し、本方針に基づき資産の管理及び運用を行わせる。

(ア) 運用受託機関への基準とする資産の比率（以下「基準運用割合」という。）の指示

基本ポートフォリオに基づき、資産構成割合、運用スタイルの分散等を考慮し、運用受託機関の特性及び評価に応じて、基準運用割合を指示する。

なお、基準運用割合を変更することが適当であると認められる場合には、速やかに変更を指示する。

(イ) 運用上の遵守事項

運用受託機関が提案し、連合会が合意した投資対象資産、運用手法、運用目

標数値及びリスク管理指標並びに連合会が指定するベンチマーク（以下「マネジャー・ベンチマーク」という。）その他以下の事項に関する運用ガイドラインを提示し、その遵守状況を管理するとともに必要な指示を行う。

なお、連合会は、信託による委託運用において、運用受託機関に対し、個別銘柄の選択の指示は行わない。

a 一般的事項

(a) 基準運用割合

運用受託機関は、連合会の指示した基準運用割合を遵守しなければならない。

(b) 運用スタイル等の登録

運用受託機関は、資産区分ごとの運用哲学及びそれに基づく運用スタイル・運用プロセスを明らかにし、連合会に登録するとともに、登録した事項について遵守しなければならない。また、これを変更する場合は、連合会と協議する。

(c) リスク管理の徹底

運用受託機関は、連合会が提示した運用ガイドラインを遵守し、リスク管理を徹底しなければならない。

(d) 法令遵守体制の整備

運用受託機関は、法令、契約書、運用ガイドライン等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図らなければならない。

(e) 投資に関する留意事項

運用受託機関は、投資に際しては次の事項に留意しなければならない。

- ① 十分な調査及び分析を行った上で投資を行うとともに、適切な分散化を図ること。また、特に外貨建資産については、政治及び経済の安定性並びに決済システム、取引規制、税制等の市場の特性を十分勘案した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。
- ② 個別銘柄の組入れに当たっては、流動性についても十分勘案して行うこと。
- ③ 国内株式、国内債券（国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）を除く。）、外国株式及び外国債券（マネジャー・ベンチマーク構成国の国債を除く。）を取得する場合、同一発行体への投資は、当該資産の時価の10%を上限とする。ただし、マネジャー・ベンチマークにおける個別銘柄の時価構成比がこの制限を超える場合、運用手法の特性によりこの制限を超える場合等、上記制限によりがたい合理的な理由がある場合にはこの限りではない。上記制限を超える場合には、連合会に報告すること。
- ④ 取引に際しては市場インパクト等に細心の注意を払い、無用なコストは回避するように最善を尽くすこと。

- ⑤ 親会社、親会社の系列又は自社の系列の証券会社及びその海外現地法人に発注を行う場合には、発注先証券会社等を報告すること。
- ⑥ 取引を行う証券会社等の選定については信用力等に十分留意するとともに、取引実績を報告すること。

(f) デリバティブ取引

運用受託機関は、有価証券、通貨若しくは金利に係る先物取引、先渡為替予約、指数先物取引若しくはオプション取引又は通貨若しくは金利に係るスワップ取引（以下「デリバティブ取引」という。）の取扱いについては次の事項に留意しなければならない。

- ① デリバティブ取引は、株式、債券、外国為替等の原資産における価格変動リスクを一時的にヘッジ（以下「売りヘッジ」という。）、又は原資産の一時的な代替（以下「買いヘッジ」という。）を目的とするものとし、投機目的の利用は行わないこと。ただし、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、売りヘッジ又は買いヘッジ以外を目的とするデリバティブ取引を行うことができる。
- ② 売りヘッジ又は買いヘッジを目的としたデリバティブ取引の想定元本について、ネットベースで売りヘッジの場合には、デリバティブの想定元本が、現在保有し、又は将来保有することが確定している原資産の範囲内とし、ネットベースで買いヘッジの場合には、現在保有し、又は将来保有することが確定している余裕資金の範囲内を限度とすること。

b 国内債券

(a) 投資対象は、次の円貨建て債券とする。

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）
- ④ 格付機関のいずれかから B B B 格以上の格付を得ている社債
- ⑤ 外国若しくは外国法人が発行する証券又は証書で、格付機関のいずれかから B B B 格以上の格付を得ているもの。
- ⑥ 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 7 項に規定する特定社債で、格付機関のいずれかから B B B 格以上の格付を得ているもの。
- ⑦ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 19 項に規定する投資法人債で、格付機関のいずれかから B B B 格以上の格付を得ているもの。
- ⑧ 特別の法律により法人の発行する債券（③、⑥及び⑦に掲げるものを除く。）で、B B B 格以上の格付を得ているもの。また、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、格付のない債券で、その発行体若し

くは保証機関が格付機関のいずれかからBBB格以上の格付を得ているものへ投資することができる。

(b) 上記(a)の①から③に掲げる債券を除き、取得後にいずれの格付機関による格付も上記(a)の④から⑧に定める格付未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、売却等の措置を講じること。

c 国内株式

投資対象は、国内証券取引所に公開されている株式（不動産投資信託証券を含む。）の銘柄とする。

d 外国債券

(a) 投資対象は、以下の①及び②の条件を満たす外貨建ての債券とする。

① マネジャー・ベンチマークを構成する通貨建ての債券。また、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、マネジャー・ベンチマークを構成する通貨建て以外の債券を投資対象とすることができる。

② 格付機関のいずれかからBBB格以上の格付を得ている債券（格付のない債券で、その発行体又は保証機関が格付機関のいずれかからBBB格以上の格付を得ているものを含む。）。ただし、合理的な理由があるときは、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、この格付けに満たないものへ投資することができる。

(b) 上記(a)①及び②本文の条件を満たす債券で、取得後にいずれの格付機関による格付も上記(a)②本文に定める格付未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、売却等の措置を講じること。ただし、合理的な理由があるときは、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、この格付けに満たないものを保有することができる。

e 外国株式

投資対象は、外国の各証券取引所又は店頭市場において公開された銘柄のうち、マネジャー・ベンチマークに採用されている株式（不動産投資信託証券を含む。）の銘柄又はマネジャー・ベンチマークを構成する国の企業が発行する株式（不動産投資信託証券を含む。）の銘柄で、かつ、マネジャー・ベンチマークを構成する国の通貨建てで発行されるものとする。また、連合会が提示する運用ガイドラインの定めにより、その他の銘柄又は預託証書等へ投資することができる。

f 新株予約権付社債

新株予約権付社債については独立した資産とはせず、国内債券又は国内株式の代替資産として取り扱う。

g ヘッジ付き外貨建て資産

ヘッジ付き外貨建て資産については、リスク・リターン等の特性に応じて、

国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分し取り扱う。

(ウ) 資産管理上の留意点

アの(ア)の規定は、信託による委託運用の資産の管理を資産管理機関に委託する場合について準用する。この場合において、「義務運用資産」とあるのは「信託による委託運用の資産」として、これらの規定を適用する。

(エ) 運用状況の報告

運用状況については、四半期ごとに運用受託機関から別に定める様式に従って資料を提出させ、定期的に運用結果の総括と運用方針についてヒアリングを行い、必要に応じて、運用に関する指示を行う。

また、各月ごとに運用受託機関から別に定める様式に従って資料を提出させるとともに、必要に応じ随時、運用受託機関に運用状況、投資行動等の説明を求める。

(オ) その他の報告

運用受託機関及び資産管理機関が法令、契約書、運用ガイドライン、資産管理ガイドライン等に反する行為を行った場合には、速やかに報告を求めることとし、必要に応じて指示を行う。

エ 団体生存保険による運用

(ア) 生命保険会社の選定基準

生命保険会社の選定に当たっては、総資産額が1兆円以上の生命保険会社の中から、別に定める取引金融機関の選定基準に基づき、財務内容、特別配当の状況等を勘案して決定する。

(イ) 団体生存保険の設定及び資金の追加

団体生存保険による運用を行う場合は、(ア)の基準により選定した生命保険会社と個別契約方式により行うこととし、運用資金の金額及び資金の追加は、各生命保険会社の総資産額、財務内容、特別配当の状況等を勘案して決定する。

(ウ) 保険契約の解約

予定利率、各生命保険会社の財務内容、その他投資環境に著しい変動が生じた場合には、団体生存保険契約協定書に定める手続きに基づき、保険契約の全部又は一部を解約することができる。

(3) 運用受託機関等の選定、評価等

ア 運用受託機関の選定

運用受託機関の選定に当たっては、以下の項目等について詳細なヒアリングを実施した上で、基本ポートフォリオに基づき、联合会全体における運用スタイルの分散等を総合的に勘案して決定する。

(ア) 経営状況(資本金、財務内容、従業員数、顧客状況等)が安定していると認められること。

(イ) 運用哲学、運用手法、運用体制、法令遵守体制等の定性評価が良好であるこ

と。

(ウ) 一定期間以上良好な運用成果を上げていること。

イ 資産管理機関の選定

資産管理機関については、次の要件を満たす信託業務を行う金融機関の中から選定する。

(ア) 経営状況（資本金、財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していると認められること。

(イ) 資産管理状況が良好であること。

(ウ) 法令等の遵守体制が整備されていること。

ウ 運用受託機関の評価

運用受託機関に対する評価については、定量評価と定性評価を合わせて総合的に行う。

(ア) 定量評価

マネジャー・ベンチマークに対する超過収益率やその超過収益率獲得のためにとったリスクの大きさを勘案した指標によるほか、運用スタイルに適した方法等により評価を行うこととする。

(イ) 定性評価

ポートフォリオの運用内容の質の評価やコミュニケーション能力の評価を行うほか、運用スタイルに適した方法等により評価を行うこととする。

エ 資産管理機関の評価

資産管理機関に対する評価については、資産管理状況及び法令等の遵守体制について、適時、定性評価を行うとともにその適性を判断する。

オ 委託金額の追加及び減額

委託金額の追加及び契約の解除を含めた減額は、以下の場合において行う。

(ア) ウの評価により行う場合

(イ) 連合会全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、調整を行う場合

(ウ) 運用スタイルの分散等を考慮した調整を行う場合

なお、運用受託機関が法令、契約書、運用ガイドライン等に違反したと認められる場合又は運用上重大な問題が生じた場合等においては、運用受託機関との契約の解除を含め委託金額の減額、運用ガイドラインの変更等について検討を行い、適時、対応する。

7 機動的な運用

経済環境や市場環境の変化を踏まえ、基本ポートフォリオの資産構成割合に資産構成比を近づけるのではなく、許容乖離幅の中で機動的に資産構成比を決定する運用（以下「機動的な運用」という。）を行うことができる。この場合、市場環境の確度の高い見通しを行ったうえで、その見通しを踏まえて運用方針を事前に定めた上で

行うことを前提とする。

また、上記の運用方針を定める場合には、委員会の審議を経るほか、機動的な運用の実施状況を適時に委員会に報告することとする。

なお、機動的な運用を行う場合には、4の(1)年間資金運用計画にもその内容を規定する。

8 非財務的要素を考慮した投資

経過的長期給付調整積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、組合員の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESG（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

9 合同運用

経過的長期給付調整積立金の一部を、経過的長期預託經理に預託して運用することができる。

II 経過的長期給付調整積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

1 受託者責任の徹底

経過的長期給付調整積立金の運用に関わる全ての者について、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。なお、運用受託機関、資産管理機関、生命保険会社等との契約においては、契約書等に明記する。

2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

経過的長期給付調整積立金の運用に当たって、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

3 スチュワードシップ責任を果たすための対応

株主議決権は、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、行使する。

連合会が個別に行使の指図を行う場合には、連合会は、受託機関が当該指図に従い行使するよう指示し、個別に行使の指図を行わない場合には、連合会は、受託機関に対し、連合会の制定するコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、連合会の制定する株主議決権行使ガイドラインの趣旨に従って行使させる。また、連合会は受託機関に議決権行使の状況等について報告を求める。

その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》

(平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)及びコーポレートガバナンス・コード(平成27年6月1日株式会社東京証券取引所)を踏まえ、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等を随時見直すとともに、スチュワードシップ責任(機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。)を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。

コーポレートガバナンス原則及び株主議決権行使ガイドラインを見直す場合には委員会の審議を経るとともに、スチュワードシップ活動の状況については、適時に委員会に報告を行う。

また、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、他の管理運用機関等と意見交換を行うことやそのための場を設けることを検討する。

4 支出のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、一元化法附則第76条第1項に規定する拠出金、組合交付金等の支出に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

5 他の管理運用機関との連携

他の管理運用機関に対して、積立金の管理及び運用に関する技術的及び専門的な知識、資料等の提供を行うとともに、他の管理運用機関が実施した調査研究等の取組を把握するとともに、把握した情報について適宜に情報提供を行うなど他の管理運用機関との情報交換及び連絡調整を行う。

また、経過的長期給付組合積立金等の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力する。

Ⅲ 経過的長期給付調整積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

1 基本ポートフォリオの基本的考え方

基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成割合及び許容乖離幅とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。

基本ポートフォリオの設定に当たっては、委員会の審議を経て運営審議会に報告

する。

2 基本ポートフォリオ

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオの資産構成割合及び許容乖離幅を次のとおり定める。

なお、次に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、許容乖離幅を超過することについては許容するものとする。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	±10%	±12%	±9%	±11%

(注) 短期資産は、国内債券に区分する。

3 ベンチマーク

各資産のベンチマークは、次のとおりとする。

(1) 国内債券

NOMURA-BPI 総合

(2) 国内株式

TOPIX (配当込み)

(3) 外国債券

FTSE世界国債インデックス (除く日本、中国、ヘッジなし・円ベース)

(4) 外国株式

MSCI ACWI ex. Japan (円ベース、配当込み)

4 基本ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、毎年1回基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。基本ポートフォリオの見直しに当たっては、委員会の審議を経て運営審議会に報告する。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ (基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成割合をいう。) を設定する。

IV その他経過的長期給付調整積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

1 透明性の向上

経過的長期給付調整積立金の管理及び運用に関して、各年度の運用収益やリスク

など管理及び運用実績の状況等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図る。

これらの公表については、適時に運営審議会及び委員会に報告を行う。

運用受託機関等の選定については、例えば、選定基準については委員会の審議を経るほか、実施状況や委員会から求めのあった事項についても適時に報告するなど委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保する。

これらの公表等に当たっては、市場への影響に留意するものとする。

2 高度で専門的な人材の確保とその活用等

必要に応じ、高度で専門的な能力を必要とする業務及びそれに必要とされる専門的能力を精査し、当該能力を有する高度で専門的な人材の確保に努める。

また、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向上を目指す。

専門人材の強化・育成については、適宜、委員会にその状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進する。

3 リスク管理の強化

必要なリスク管理システムを整備する。また、機動的な運用を行うことなどを踏まえ、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど、必要に応じ、高度化を図る。

4 調査研究業務の充実

調査研究業務を実施する際は、シンクタンク等へ委託研究を行うとともに、経過的長期給付調整積立金の管理及び運用に関するノウハウを联合会内に蓄積するため、高度で専門的な人材を含めた職員が担うことも検討する。また、高度で専門的な人材を採用している場合、その者を活用した内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって経過的長期給付調整積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行うことを検討する。

なお、委託研究を行う場合には、情報漏えい対策を徹底する。

（別表）格付機関

- 1 株式会社格付投資情報センター
- 2 株式会社日本格付研究所
- 3 S&Pグローバル・レーティング

4 フィッチレーティングスリミテッド

5 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

附 則

この基本方針は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成30年7月19日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和4年1月1日から適用する。